

岐阜県公報

目 次

| | | | |
|------------------------|---------|-----|-----|
| 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 | (商業流通課) | 一五三 | ページ |
| 平成二十三年度家畜人工授精師養成講習会の開催 | (畜産課) | 一五四 | |
| 土地改良事業の工事の完了 | (農地整備課) | 一五五 | |
| 公共測量の実施 | (用地課) | 一五五 | |
| 公共測量の終了 | (同) | 一五五 | |

公 示

第 二 千 二 百 五 十 号
 平成二十三年五月二十四日
 (火曜日)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年五月二十四日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
 パロー市橋店(Bゾーン)
 岐阜市市橋二七 一一 外
- 二 意見の概要
 意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年五月二十四日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年五月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
スーパ―三心岐南店
羽島郡岐南町三宅四丁目一六番 外
- 二 意見の概要
意見なし(届出事項 変更)

平成二十三年度家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、平成二十三年度家畜人工授精師養成講習会を開催するので、岐阜県家畜改良増殖法施行規則(昭和三十四年岐阜県規則第四百十五号)第四条の規定により公示する。

平成二十三年五月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 講習期間
平成二十三年七月二十五日から
同 年八月二十二日まで
- 二 開催場所
1 学科及び実習の一部
可児市坂戸 岐阜県農業大学校
- 2 実習
高山市清見町 岐阜県畜産研究所
- 3 修業試験
可児市坂戸 岐阜県農業大学校
- 三 家畜の種類
牛
- 四 受講定員
三十名
- 五 受講資格

牛の人工授精業務に従事する予定があり、かつ、所轄の家畜保健衛生所長の推薦を受けたもの

六 講習科目及び時間

1 学科

| 科 | 目 | 時間 |
|------|---|---------------------|
| 一般科目 | 畜産概論 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規 | 三 七 三 三 四 |
| 専門科目 | 生殖器解剖 繁殖生理 精子生理 種付けの理論 人工授精 | 十 三 五 七 四 七 七 |

2 実習

| 科 | 目 | 時間 |
|--|---|--------------------|
| 家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法 人工授精 | | 四 十 五 八 六 四 七 四 |

七 受講手続

受講希望者は、岐阜県家畜改良増殖法施行規則第五条の規定による受講願書を所轄の家畜保健衛生所を経由し、知事へ提出するものとする。

八 受講手数料

一万五千元

九 受講申込書提出期限

平成二十三年六月三十日

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十三年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | |
|--------------|----------|-------|----------|-----------|
| 事業の種類 | ため池等整備事業 | | 施行に係る地区名 | 工事完了年月日 |
| | 東洞地区 | 見寺洞地区 | 東洞地区 | 平成二〇・二二・七 |
| 農村地域水質保全対策事業 | おがせ池地区 | | おがせ池地区 | 平成一三・三・二二 |

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
可児市
- 二 作業種類
公共測量（可児市公共基準点整備）
- 三 作業期間
平成二十三年五月九日から
同 二十四年三月三十一日まで

四 作業地域

可児市全域

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
可児市
- 二 作業種類
公共測量（可児市公共基準点整備）
- 三 作業期間
平成二十二年四月二十七日から
同 二十三年三月二十五日まで
- 四 作業地域
可児市全域

平成二十三年五月二十四日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター